

たかしま市民協働交流センター協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「たかしま市民協働交流センター協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、高島市今津町中沼1丁目4番地1「今津東コミュニティセンター内」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、高島市と協働でたかしま市民協働交流センター(以下「交流センター」という)を運営する組織とし、NPO法人、ボランティアグループ、自治会などの市民活動団体の交流と活動の推進を図り、支援し、もって公益的な市民団体の協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 地域活動の支援・相談
- 二 講座・講演会等の企画
- 三 市民活動交流事業の実施
- 四 市民活動団体のネットワークの構築
- 五 広報活動
- 六 設置備品の利用提供
- 七 協働のコーディネート
- 八 まちづくり委員会活動の支援
- 九 まちづくり政策の研究
- 十 その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

(資格及び入会手続き)

第5条 この会の会員は、高島市に居住、または通勤する個人とする。なお、本会の目的に賛同する個人及び法人、団体は、表決権をもたない賛助会員となることができる。

2 この会に、会員又は賛助会員として入会しようとする者は、運営委員会

が別に定める入会申込書を運営委員長に提出することとする。運営委員会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員及び賛助会員は、運営委員会が別に定める入会金及び会費を納めなければならない。但し、納入された後の金品は、返還しない。

(会員等の資格喪失)

第7条 会員及び賛助会員が次の各号の一に抵触したとき、運営委員長は書面をもって、その資格の喪失を通知することができる。

- 一 当該者等が退会届を提出したとき。
- 二 継続して、2年以上会費を滞納したとき。
- 三 運営委員会で退会の議決がなされたとき。

2 前条第3号を適用するときは、議決前に関係者に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この会の定める「規約」に違反したとき。
- 二 この会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(退会)

第8条 会員及び賛助会員は、運営委員会が別に定める「退会届」を運営委員長が受理したとき、任意に脱退したものとみなす。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 この協議会に次の役員を置く。

- 一 運営委員 6名以上12名以内
- 二 監事 2名

2 運営委員のうち1名を運営委員長、2名を運営副委員長とする。

(選任等)

第10条 運営委員及び監事は総会において選任する。

2 運営委員長及び運営副委員長は、運営委員の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、運営委員又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 運営委員長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき、又は運営委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を執行した後、速やかに運営委員会に報告する。

- 一 運営委員の業務執行の状況を監査する。
- 二 この会の財産の状況を監査する。
- 三 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合における就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、いかなる場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第13条 運営委員又は監事について、第9条に規定する定数を欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第15条 役員には無報酬とする。ただし、役員がその職務を執行するために要した費用について、運営委員会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第16条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- 一 規約の変更
- 二 解散
- 三 合併
- 四 事業報告及び収支決算
- 五 役員を選任又は解任
- 六 その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎事業年度1回開催する

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 運営委員会が必要と認め、召集の請求をしたとき
- 二 第11条第4項4号の規定により、監事から召集があったとき

(招集)

第20条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、運営委員長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第2項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 会員総数及び出席者数
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び議決の結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第26条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

(権能)

第27条 運営委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- 二 入会金及び会費の額
- 三 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 四 事務局の組織及び運営
- 五 総会に付議すべき事項
- 六 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 七 その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 運営委員長が必要と認めたとき
- 二 運営委員総数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(招集)

第29条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 一 前条第2号に基づく請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 2 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項

を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(議決)

第31条 運営委員会の議決事項は、第29条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び議決の結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 六 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 入会金及び会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第34条 この会の資産は、運営委員長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この会の会計は、関係法令に基づくものとする。

(事業計画及び予算)

第36条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、運営委員長が作成し、

運営委員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員長は、予算の成立までの期間に係る暫定予算を作成し、執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第39条 運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この運営委員会の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに運営委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(剰余金)

第41条 決算剰余金は次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第43条 この会が規約を変更しようとするときは、総会において出席した会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第44条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 目的とする中間支援事業に係る事業が不能
- 三 会員の欠亡
- 四 合併
- 五 破産手続き開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの会を解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この会が解散する際に有する財産は、高島市に譲渡するものとする。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この会に、この会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、運営委員長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(雑則)

第47条 この規約について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成23年10月17日に全面改正し、成立の日から施行する。
- 2 平成23年度役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成28年5月22日の総会において、一部変更した。